

令和 3 年度

# 事業概要

環境局

## 目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和3年度 主要事業	4

## I 環境局の概要

1. 局長 福本 富夫
2. 局の職員数 1,107人（令和3年4月20日現在）

### 3. 令和3年度予算の概要

#### (1) 一般会計 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,394,946	6 環境費	23,147,486
18 国庫支出金	692,348		
19 県支出金	43,351		
20 財産収入	36,551		
22 繰入金	7,627		
24 諸収入	3,159,684		
25 市債	2,759,000		
歳入合計	10,093,507	歳出合計	23,147,486

## II 組織と事務分掌

### 環境政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)環境政策の企画推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)家庭系一般廃棄物の適正処理，減量及び資源化施策に関すること。
- (4)路上喫煙及びばい捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)地域環境の保全及び美化に関すること。
- (6)環境教育に関すること。
- (7)住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 事業管理課

- (1)一般廃棄物に関する事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)局の所管に係る施設に関する工事（設備工事に関するものを除く。）の設計，監督及び検査に関すること。
- (3)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（徴収を除く。）。
- (4)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (5)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
- (7)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。
- (8)埋立処分場の技術的な管理，保全及び計画（設備技術に関するものを除く。）並びに新たな技術に関すること。

以下4類事業所

淡河環境センター、資源リサイクルセンター

### 業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の処理作業の計画及び指導に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)家庭系し尿の収集及び運搬，事業系し尿搬入に係る手数料，許可及び指導監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (6)市民トイレ等に関すること。

### 施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設，保全及び改良に係る計画並びに工事（土木工事を除く。）の設計，監督及び検査に関すること。
- (2)一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。
- (3)一般廃棄物の処理技術に関すること。  
＜妙賀山クリーンセンター＞（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。  
＜荊藻島クリーンセンター＞（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。  
＜落合クリーンセンター＞（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

### 事業所（2）【東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西】

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画，運行管理，

統計及び報告に関すること。

- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。
- (3)一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。

### 自動車管理事務所（2）

- (1)環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計，改良及び調達に関すること。
- (2)自動車の整備及び検査に関すること。
- (3)機材の修理に関すること。

### クリーンセンター（2）【東・港島・西】

- (1)一般廃棄物の焼却及び破砕（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画，統計及び報告に関すること。
- (2)焼却灰の処分に関すること。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

### 布施畑環境センター（2）

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画，統計及び報告に関すること。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

### 事業系廃棄物対策課

- (1)廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督並びに育成に関すること。
- (2)廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (3)廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)一般廃棄物(犬，猫等の死体，し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。)の収集又は運搬に係る手数料に関すること(当該手数料を徴収することを除く。)
- (5)廃棄物の適正処理，減量及びリサイクルの企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)廃棄物の排出に係る指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)不法投棄の防止及び対策に関すること。
- (8)自社で排出する産業廃棄物，特定物及び有害使用済機器の保管行為に係る規制及び指導に関すること。
- (9)建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
- (10)使用済自動車の適正処理に関する登録，許可，指導に関すること。
- (11)土砂の不適正な処理の防止に関すること(他の所管に属するものを除く。)

### 環境保全部

#### 環境都市課

- (1)環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
- (3)開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。
- (4)生物多様性の保全に関すること。
- (5)都市環境の管理に係る監視，測定，情報の提供及び調査に関すること。
- (6)太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 環境保全指導課

- (1)大気環境，交通環境（交通に起因する大気汚染，悪臭，騒音，振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。），水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画，推進，監視，測定，情報の提供，規制指導及び調査研究に関すること。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)浄化槽保守点検業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。

### Ⅲ 令和3年度 主要事業の概要

#### (1) プラスチックごみ問題への対応（環境政策課）

現在実施されているプラスチックリサイクルが抱える様々な課題や問題点の解消に向けた取り組みや、市民に対する広報・啓発を進めていく。

また、プラスチックリサイクルの中でも取り組みが遅れている循環型リサイクルを推進するため、品目別回収に向けた調査・モデル実施を行うとともに、プラスチックのリデュースを促進するためのワンウェイプラスチックの使用削減や代替素材への転換、ぽい捨てごみの発生抑制を目指したスマートごみ箱の設置実証実験に取り組む。

#### (2) 「K O B E ストップ the 食品ロス」運動

（環境政策課、事業系廃棄物対策課）

「食品ロス削減に向けたアクションメニュー」に基づき、ナッジ（少しのきっかけで行動を変える手法）を活用した広報啓発を実施するとともに、フードドライブの拡大及びフードバンク団体への支援、本市から他都市にも広がっている「てまえどり」の啓発強化を行うなど、ターゲットに合わせた象徴的な取り組みを通じて、さらなる食品ロス削減に取り組む。

#### (3) 大型ごみの持ち出し支援事業のモデル実施、手数料納付のキャッシュレス決済導入（環境政策課、業務課）

宅内から大型ごみを出すことが困難な世帯（要介護・要支援認定者、障がい者のみで構成される世帯）を対象に、利用世帯の費用負担による持ち出し支援事業のモデル実施を行う。

また、大型ごみの手数料の納付にかかる利便性向上を図るため、インターネットでの大型ごみ収集申込み時にキャッシュレス決済を選択できるシステムを導入する。

#### (4) 資源集団回収活動の支援（環境政策課）

市民・地域団体主体のリサイクル活動の促進を図るため、古紙などの資源集団回収を実施している地域団体に対する助成を引き続き行うとともに、回収活動の拠点となる常設保管庫の設置助成を行う（上限20万円）。

#### (5) 西クリーンセンター延命化事業（施設課）

稼働後26年が経過する西クリーンセンターについて、通常25年間程度の稼働期間を15年間延長して約40年の稼働を目指す長寿命化計画に基づいて、焼却施設や焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備等を部分更新する延命化工事を行う（平成30年～令和3年）。

#### (6) クリーンエネルギー自動車普及促進事業（環境保全指導課）

クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、事業者への補助を県と協調して実施するとともに、燃料電池自動車（FCV）については、市独自で個人にも補助対象を拡大する（クリーンエネルギー自動車と同種・同等のガソリン車との差額の1/6）。また、タクシーへの燃料電池自動車の導入補助についても、新たに県との協調の上実施する（定額100万円）。

併せて、災害による停電時に電動自動車（燃料電池自動車や電気自動車等）から天井照明等への外部給電（神戸モデル）を行うための施設改修費等に対する補助を行う（対象工事費用2/3補助、上限20万円等）。

#### (7) みんなで進めるエコなまちづくり事業（環境都市課）

マイボトルの利用や宅配便ロッカーの利用等のエコアクションを実践した市民に対して、スマートフォンアプリ「イイことぐるぐる」のポイントを付与することで市民の環境に資する行動変容を促進するとともに、日常生活の中で排出されるCO<sub>2</sub>をアプリ内で分かりやすく表示する機能を追加し、身近な取り組みがCO<sub>2</sub>の排出削減につながることを見える化する。

#### (8) 住宅用太陽光発電等の共同購入事業（環境都市課）

再生可能エネルギーの普及による家庭部門の温室効果ガス排出削減を図るため、住宅用太陽光発電や家庭用蓄電池の購入を希望する市民を募り、入札で施工業者を選定することで、通常よりも安価に契約できる仕組みを活用した新たな普及促進策を実施する。

#### (9) 家庭のエネルギーの見える化、省エネ促進事業（環境都市課）

家庭の電気・ガス・水道使用量や発電量など見える化し、省エネを促すHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム）機器と、高効率な発電システムである家庭用燃料電池（エネファーム）を同時設置する場合に、新たに補助を行う（3万円/件）。

また、エネファームを設置した市民に対して、スマートフォンアプリ「イイことぐるぐる」でポイント（5,000円分/件）を付与する。

#### (10) オンサイトPPA等による市内事業者への再エネ導入促進事業（環境都市課）

初期費用なしで太陽光発電設備を導入できるオンサイトPPA（Power Purchase Agreement＝電力販売契約）など、市内中小事業者の再エネ導入促進につながる手法の普及拡大に向け、民間事業者等との協働により取り組む。

#### (11) 「KOBE COOL CHOICE」の取り組み（環境都市課）

with コロナ時代の新たな生活スタイルに対応し、地球温暖化対策につながる製品・サービス・行動の選択を促すことで本市の家庭部門における最終エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の更なる削減を図る、地球温暖化対策普及啓発事業「KOBE COOL CHOICE（賢い選択）」について、オンラインでの啓発を強化し、より多くの市民にアプローチできる啓発コンテンツの発信を行う。

#### (12) 生物多様性保全活動の推進（環境都市課）

「神戸市生物多様性の保全に関する条例」に基づき、希少野生動植物種の保全、外来種による生態系等に係る被害の防止など、自然共生社会の実現に向けた取り組みを実施する。

また、生物多様性保全の観点から不耕作地や放置竹林の管理・活用などを行い、里地里山の活性化につなげる事業や、ニホンイシガメの保全に向けた調査等にも取り組み、市民等による生物多様性の保全活動の活性化を推進する。

さらに、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるニホンジカについて、六甲山への侵入防止策を検討するための生息調査や、都市部におけるアライグマの捕獲体制強化に向けた生息調査も行う。

#### (13) 不法投棄防止対策（事業系廃棄物対策課）

山間部等の人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、本市が直接不法投棄防止カメラを設置することで監視を強化し、投棄しづらい環境を創出することで、不法投棄の未然防止を図っていく。

#### (14) クリーンセンターにおける計量等業務の委託化（事業管理課、施設課）

港島クリーンセンターにおける計量等業務について、民間活力を導入することで人員削減によるコスト削減を図る。

また、クリーンセンターのサービス強化への取り組みとして、令和3年度には従来から課題となっている三宮・元町周辺等の繁華街での早朝収集、カラス被害に対応するため、搬入開始時刻を午前8時から午前7時に早める実証実験を始める。